

労働・助成金情報 特急便

第 116 号 (2022 年 9 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

2022 年 10 月 1 日から職業安定法が改正され、「労働者の募集ルール」が変わります。今後の求人募集する際のルールについて改正点を交えて確認をします。

【 『労働者の募集ルール』が変わります 】

1. 求人募集を行う際『求人情報』『自社に関する情報』についての的確な表示が義務化

～その 1～ <虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしない>

【業務内容】

- ・ 職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いない。
- ・ 「正社員」と明示しながら、実際は「アルバイト・パート」の求人をしてはいけません。

【賃金】

- ・ 固定残業代を採用する場合には、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示しない。
- ・ モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示しない。
- ・ 実際の賃金よりも高額な賃金の求人を掲載しない。

【募集者の氏名または名称】

- ・ 優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしない。
- ・ 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載しない。

【自社に関する情報】

- ・ 上場企業でないにもかかわらず、上場企業と表示する。
- ・ 実際の業種と異なる業種を記載しない。

～その 2～ <求人情報を正確に最新の内容に保つ措置をする>

【対象となる情報】

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布・書面、FAX、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、テレビ、ラジオ、オンデマンド放送等

【講じる措置】

- ・ 募集を終了・内容変更したら、速やかに募集に関する情報の提供を終了・内容変更する。
- ・ 求人メディア等を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するように速やかに依頼する。
- ・ いつの時点の求人情報か明らかにする。(例：募集開始した時点、内容変更した時点)
- ・ 求人メディア等から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

令和 4 年 10 月 1 日以降も現在と同様に、個別の応募者と最初に接触するまでの時点に、労働条件を明示しなければいけません。労働条件の明示は、求人等に関する情報の的確な表示とは別に行う必要があります。

※応募者と最初に接触するまでの時点とは… 電話・メールで労働条件等に係る質問を受けた時点

<最低限明示しなければならない労働条件>

① 業務内容、②契約期間、③試用期間、④就業場所、⑤就業時間、⑥休憩時間、⑦休日、⑧時間外労働、⑨賃金、⑩加入保険、⑪募集者の氏名又は名称、⑫受動喫煙防止措置、の 12 項目です。

また、裁量労働制を採用している場合は、「〇時間働いたものとみなされます」の記載、固定残業代を採用する場合は、「基本給〇円（固定残業代は除く）、固定残業代（時間外労働の有無にかかわらず、〇時間分の時間外手当として〇円を支給）、〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給」の記載、派遣労働者と

して雇用する場合は、「雇用形態：派遣労働者」の記載が必要です。

<労働条件明示の変更となる場合>

- 「当初の明示」と異なる内容の労働条件
- 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件
- 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
- 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

<明示変更の方法>※契約締結前に、面接等の過程で速やかに求職者に知らせます。

- ① 「当初の明示」と「変更された後の内容」を対照できる書面を交付する方法
- ② 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注をつける方法

2. 『求職者の個人情報を収集する際に、業務の目的明示』の義務化

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

- (例)
- ・ 当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用
 - ・ 面接の日程に関する連絡に使用
 - ・ 選考過程の分析のために個人情報を匿名化・統計処理する

今現在も、求人企業は以下の職業安定法の個人情報に関する規程の対象になっています。

- 業務の目的の達成に必要な範囲内で、求職者の個人情報を収集・使用・保管しなくてはならない。
- 業務上知り得た、人の秘密を漏らしてはならない。
- 求職者の個人情報をみだりに第三者に提供してはならない。

【 10月から、最低賃金の改定があります 】

今年度の地域別最低賃金が決定されました。中央最低賃金審議会では、各都道府県ごとの引き上げ額の目安を30円～31円としていましたが、九州では、福岡を除く7県が32円～33円の引き上げとなっています。

改定前に、従業員の賃金の確認をお願いします。

福岡	現在 870 円→	900 円 (30 円引き上げ)	令和 4 年 10 月 8 日改定
佐賀	現在 821 円→	853 円 (32 円引き上げ)	令和 4 年 10 月 2 日改定
長崎	現在 821 円→	853 円 (32 円引き上げ)	令和 4 年 10 月 8 日改定 一部抜粋

【 10月から、雇用保険料の被保険者負担と事業主負担の変更があります 】

11月支給からの被保険者負担分の雇用保険料にご注意ください。

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000 3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000 4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

参考サイト：厚生労働省HP「令和4年職業安定法の改正について」

「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」「雇用保険料率について」